

④コミュニティ・スクールの概要

瀬戸晴彦

生涯学習や地域活動の身近な拠点

一 設置趣旨・目的

二 施設整備について

三 利用内容

四 運営組織など

五 施設管理など

生涯学習や地域活動の身近な拠点

設置趣旨・目的

というものである。

昭和六十三年五月に策定された

「横浜市生涯学習基本構想」や平成

元年十一月に見直しを行った「よこ

はま21世紀プラン」において、小・

中学校を活用したコミュニティ・ス

クールの整備を進めていくことになっ

ている。

生涯学習を効果的に推進するため

に、全庁的な中心施設として整備す

る生涯学習開発センターや地域での

学習を支援する施設として設置する

区生涯学習支援センターに対して、

コミュニティ・スクールは、地域に

おける身近な学習活動の場として位

置づけられる。

① 学校開放からの発展

横浜市では、全国にさがけ昭和

三十四年から学校開放事業を実施し

てきた。学校開放とは放課後や日曜

などに、校庭・体育館・図書室・音

楽室などを地域の人々に開放してい

るもので、年間約五百万人の人々が

スポーツや文化活動などの場として

利用している。

コミュニティ・スクールは、この

学校開放事業をさらに発展させ、地

域の人々の生涯学習や地域活動など

の身近な場として、学校施設の一部

を学校の授業時間中にも利用いただ

くとともに、地域の人々のふれあい

や、学校と地域の人々との交流・連

携を深める場として活用していこう

② 学校開放事務の一元化

従来は、スポーツ系の学校開放事

務は体育課、文化系の学校開放事務

は社会教育課と所轄が分かれていた

が、このコミュニティ・スクール事

業の実施に合わせて体育系の学校開

放事務を平成二年六月から社会教育

課へ移管し、全ての学校開放事務の

一元化を図った。

三 施設整備について

① 施設整備の内容

地域の人々が生涯学習などに常時

利用できる施設として新たに整備す

るのは、二教室程度(約二百平方メー

トル)で、標準的な施設内容は、研

修室(多目的室)、和室、ミーティ

ングサロン等となる。学校の授業時

間中でもこれらの部屋が地域の人々

の生涯学習活動などに使っていただ

けるように、可能な限りコミュニティ

・スクールの専用昇降口や専用トイ

レの確保など必要な環境整備を行う。

② 施設整備の方法

コミュニティ・スクールの整備は、

余裕教室の改造、学校の新設・改築

時に合わせて整備するなどの方法に

より順次整備を進める。さらに、コ

ミュニティ・スクールの整備は中学

校区に一カ所、中学校区内のどの

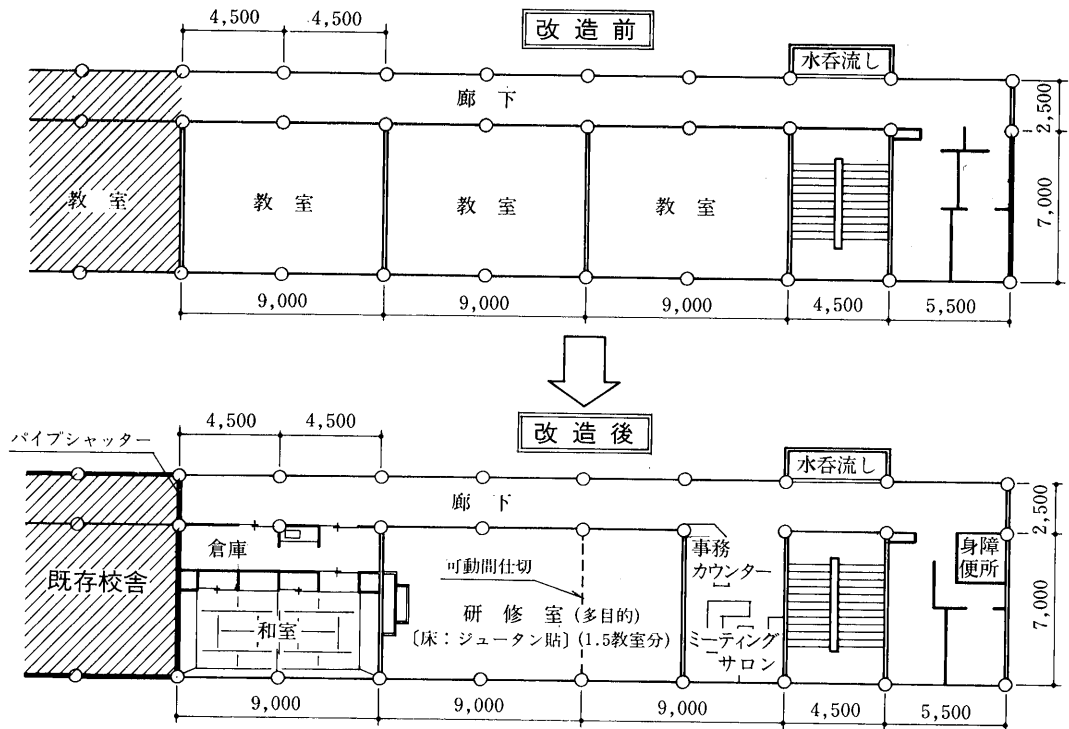
学校に整備するかについては、学校

の事情や他の市民利用施設の配置状

況等も勘案しながら調整のうえ確定

していくことになる。

図 余裕教室改造 (例)



④ 施設整備の計画

現在七校でコミュニティ・スクールの開設をしているが、今後の整備計画としては、よこはま21世紀プランに基づき順次整備を進め、平成十二年度までに全中学校区に各一カ所を整備していく計画である。

四 利用内容

従来の学校開放で行われているスポーツ系の活動や市民図書館の活動などに加えて、学習活動、福祉・保健活動、地域活動などお年寄りから子供まで幅広い活動に利用できるようになっている。

① 多彩な活動内容

新たに整備した研修室、和室の利用例としては、家庭教育学級や子育ての会、生涯教育学級、母親クラブ、社交ダンス、日本舞踊、コーラス、高齢者サークル、学習会、などがあげられる。また、運営委員会企画による自主事業としては、茶道・華道教室、七夕会、映画会、手作りおも

② 利用者の声

「身近な学校の中にコミュニティ・スクールができて大変便利です」
「子供が卒業すると、学校に入りにくくなるのでこのような施設ができて大変ありがたい」
「授業時間中に

ちゃ教室、スタンプラリー、音楽鑑賞、各種講演会などが行われている。学校利用の日には、教員の会議や研修、児童・生徒の作業やクラブ活動、PTAの会合や研修の場として有効に活用されている。

和室でなごやかに懇談 (深谷小学校コミュニティ・スクール)



も学校を利用してきてうれしい」などの利用者の声が寄せられている。

③―利用日時

各コミュニティ・スクールにより多少異なるが、原則として次のとおりである。

- ・ 研修室、和室等
- 週六日 午前九時～午後九時
- ・ 校庭・体育館（小学校の場合）
- 週六日、平日 午後六時～午後九時、日曜等 午前九時～午後九時
- ・ 市民図書館
- 週二日、一日二時間程度
- ・ 音楽室等の特別教室
- 週三日、一日二時間程度

なお、従来図書室などの特別教室開放を実施していなかった学校も、コミュニティ・スクール実施に合わせて極力開放をすすめることにしている。

五―運営組織など

コミュニティ・スクールの施設整備や市全体の調整は教育委員会が担

当するが、運営は区長が地元の運営委員会へ委託して実施することになっている。そのため、従来から組織されていた学校開放に係るスポーツ系の運営委員会と文化系の運営委員会を、区が中心になって新たなコミュニティ・スクール運営委員会へ一元化する。コミュニティ・スクールでは、原則として、中学校区単位まで

利用者の対象地域を拡大するので、運営委員会の構成も中学校区単位まで広げる。また、運営委員会は、自治会・町内会、利用グループなどの代表、学校関係者、各種リーダーなどで組織することになる。したがって、地域の運営委員会の自主的な管理運営により事業の企画実施及び利用調整を行う。さらに、コミュニティ・スクールが円滑に運営できるように区役所が中心になって支援している。

なお、日常の管理運営については、週五日、主たる管理者（以下「事務局長」という）が午前九時から午後五時まで勤務し、午後五時から午後九時までは、有償のコミュニティ・

スクールボランティアが担当することになっている。

地域の人々の協力でコミュニティ・スクールを盛り上げていただきたいと考えて、週六日のうち一日は、自主利用の日としている。利用する場合は、運営委員会が無償ボランティアを配置するなど責任ある利用が図られるようお願いしている。

学校利用の日は教育課程等で学校

表 勤務体制の例

	9時	17時	21時
日	主	た	る
月	主	た	る
火		自	主
水	主	た	る
木	主	た	る
金		学	校
土	主	た	る

※自主利用の日をどのように利用するかは、運営委員会が決定します。利用する場合は、運営委員会が無償ボランティアを必ず配置します。

※学校利用の日は、教育課程等で学校が本来の目的のために利用します。

が本来の目的のために利用する。勤務体制の例は、表のとおりである。

六―施設の管理等

新たに整備した研修室（多目的室）和室等は、学校施設の一部であり、学校長が最終的な管理責任者である。学校長は、学校施設の目的外使用の特例（学校開放）として一括して区長へ使用許可をするものである。しかし、日常の管理運営は、区長から委託を受けた運営委員会が任用した事務局長が負うことになる。

△教育委員会社会教育部社会教育課課長補佐振興係長▽